

2023年8月17日

代議員・分会役員・組合員 皆様

鳥取市役所職員労働組合
執行委員長 田中 雅之

回
覧

台風7号の被害による保障内容ならびに被災受付について(お知らせ)

平素から組合活動並びにじちろう共済の取り組みにご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、この度の台風7号による被害を受けられた組合員の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、台風7号の影響により15日早朝から県東部を中心に線状降水帯が発生し、「大雨特別警報」が発表され、一部地域の河川の氾濫、八頭町の一部と鳥取市と琴浦町では最も警戒を要するレベル5の避難情報「緊急安全確保」が出されました。組合員の方で被害を受けられた方がございましたら、下記の通り共済金の対象となる場合がありますのでお知らせいたします。

つきましては、下記お知らせについて組合員の方(管理職・再任用含む)への周知をお願いいたします。また、対象となられる場合は組合書記局まで連絡をお願いいたします。

記

1. 建物等の被害に関する請求対象について

◆火災共済

- ・共済の目的である建物(ベランダ・バルコニー等の付属設備を含む)に損壊があり、損害が10万円を超えるとき。(※1)
- ・共済の目的である建物の床上浸水。(※2)
- ・共済の目的である建物または家財への落雷

◆自然災害共済(標準タイプ・大型タイプ)

- ・共済の目的である建物(ベランダ・バルコニー等の付属設備を含む)に損壊があり、損害が10万円を超えるとき、または建物の損壊に伴う家財の被害が10万円を超えるとき。(※1)
- ・共済の目的である建物の床上浸水。(※2)

◆慶弔共済

- ・共済の目的である建物に損壊があり損害が20万円を超えるとき。(※1)
- ・共済の目的である建物の床上浸水。(※2)

(※1)浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹込み、浸込み、漏入等による住宅内部のみの損害、または家財のみの損害を除く。

(※2)居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張り等のものをいい、土間、たたきの類を除く)を超える浸水または地盤面から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことが出来な場合(床面以上の土砂流入を含む)。

※対象とならない場合について

- ・付属建物(車庫、物置、納屋等)および付属工作物(門、塀、カーポート、外の水栓等)は対象

となりません。

ただし「自然災害共済大型タイプ」を契約されている場合は、10万円を超える損壊は特別共済金の対象となります。また、火災共済についても建物契約に20戸以上の加入がある場合、10万円を超える損壊は「付属建物等風水害共済金」の対象となります。

- ・雨漏りのみの被害で、建物（屋根・壁・サッシなど）に損壊がなく、隙間などから雨水が浸入した場合は、対象となりません。
- ・自然災害共済の申込日から7日以内に発生した被害は対象となりません。

2. 緊急修理について

被災箇所の修理を緊急に行われる場合は、被害状況のわかる写真、修理見積書または請求書の保管をお願いします。

3. 共済金の請求について

「自然災害被災受付票」をお渡ししますので、組合書記局 TEL (0857-20-3399)までご連絡ください。「自然災害被災受付票」の記載後、こくみん共済 coop へ送付し、直接契約者の方へ請求書類のご案内となります。被害状況によっては事前の確認のため電話連絡をさせていただく場合があります。床上浸水の場合は、現場調査となります。

ご不明な点等ございましたら組合書記局までお問い合わせください。

○ 連絡先 組合書記局 担当：福田 内線) 7972 外線) 0857-20-3399